平成29年12月7日四国電力株式会社

伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設に関する 工事計画認可申請書の提出について

当社は、本日、伊方発電所 3 号機の特定重大事故等対処施設 の工事計画認可申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

工事計画認可申請は、施設の設置工事を効率的に行うため、工事のスケジュールを踏まえて複数回に分割して申請します。

なお、特定重大事故等対処施設の設置については、平成28年1月14日に 原子炉設置変更許可申請を行い、本年10月4日に許可をいただいています。

特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、本体設備の工事計画認可(伊方発電所3号機は平成28年3月23日)から5年以内の設置が求められています。

以上